

保存版

いざという時に見ることができるよう请您

非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ① 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- ② 城東区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。なお、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。
 - 大阪市ホームページ
 - おおさか防災ネット(メール登録もできます)
 - 大阪市危機管理室 X・
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - NHK速報
 - 防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)
 - 緊急速報メール(受信できない機種もあります) 確認ができます。
- ③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

- ・午前7時の時点でどれか一つでも当てはまれば、臨時休業になります。
- ・午前7時以降に解消されても、その日は「休業」になります。
- ・上記の連絡については、ミマモルメや放出小ホームページでもお知らせする予定です。

○ 登校したあとに災害等が発生し、下校するとき

- ・ミマモルメや学校ホームページで、下校のお知らせをします。
- ・学校に提出されている「家庭環境調べ」に基づき、保護者等への直接引き渡しによって下校します。
- ・保護者等が不在、または連絡がつかない場合には、保護者等が学校に迎えに来るまで、児童を学校に待機させます。

※緊急連絡時の電話番号が変更になった時には、すぐに学校（担任）までお知らせください。